

福岡市環境影響評価条例の対象事業

1 道路	高速自動車国道 自動車専用道路 広域基幹林道 その他の道路	すべて すべて すべて 4車線以上かつ延長3km以上
2 河川	ダム・堰 河川改修	湛水面積10ha以上 2級河川で延長1km以上
3 鉄道	鉄道・軌道	延長1km以上・連続立体交差事業
4 飛行場	新設 滑走路新設・延長に伴う変更 ヘリポート	すべて すべて 面積1ha以上
5 発電所	火力発電所	出力5万kw以上
6 廃棄物最終処分場		面積10ha以上
7 埋立て・干拓		面積20ha以上
8 土地区画整理事業		面積30ha以上
9 流通業務団地造成事業		面積20ha以上
10 運動場又はレクリエーション施設	都市計画法 第2種特定工作物 市街化区域 市街化調整区域 特定区域(*)	面積20ha以上 面積10ha以上 面積5ha以上
	都市公園、公園事業(国定公園、県立公園) 市街化区域 市街化調整区域	面積20ha以上 面積10ha以上
11 住宅団地の造成	市街化区域 市街化調整区域 特定区域(*)	面積20ha以上 面積10ha以上 面積5ha以上
12 土石の採取	11に同じ	
13 下水道終末処理場		計画処理人口5万人以上
14 ごみ焼却施設		処理能力200t/日以上
15 工場又は事業場		排出ガス量4万Nm ³ /時以上 又は、排出水量5,000m ³ /日以上 又は、敷地面積5ha以上
16 その他の土地の造成	都市計画法に基づく開発行為 市街化区域 市街化調整区域 特定区域(*)	面積20ha以上 面積10ha以上 面積5ha以上

※ 港湾計画 埋立て及び掘り込み面積の合計150ha以上

特定区域:(1)標高80m以上の地域、(2)ため池若しくは治水地(池面積2,000m²以上)、河川又は海岸(港湾区域を除く)、(3)風致地区、特別緑地保全地区、自然公園、史跡名勝天然記念物、保安林に該当又は接する区域



福岡市 環境局 温暖化対策部 環境調整課

〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8-1

電話733-5389 FAX733-5592

<http://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/k-chosei/hp/assess/index.html>

環境に配慮した事業のために

福岡市の 環境影響評価制度



クリーンパーク・東部のピオトープ

福岡市 環境局 環境調整課

環境影響評価制度とは

環境影響評価とは、事業者が事業の実施前に、その事業が環境に与える影響について、調査、予測、評価して、事前に環境への影響を回避、低減することで、環境に配慮したものとするための制度です。



福岡市内で実施される事業には、福岡市環境影響評価条例のほか、国の環境影響評価法や福岡県環境影響評価条例が適用されることがあります。

このリーフレットは福岡市環境影響評価条例について説明しています。

環境影響評価の流れ

手続きのポイント

1. 事業者は事業実施予定地やその周辺の環境の状況、事業内容などをもとに、環境影響評価を実施する項目や方法などを方法書としてとりまとめ、意見を求めます。
(方法書の手続き)
2. 事業者は方法書や意見にもとづき、調査、予測・評価を行うとともに、環境保全のための対策を検討した内容を準備書としてとりまとめ、意見を求めます。
意見をもとに準備書の内容を検討し、評価書としてとりまとめます。(準備書、評価書の手続き)
3. 福岡市は評価書を事業の許可等の担当部署に送付し、環境の保全についての指導等を要請します。



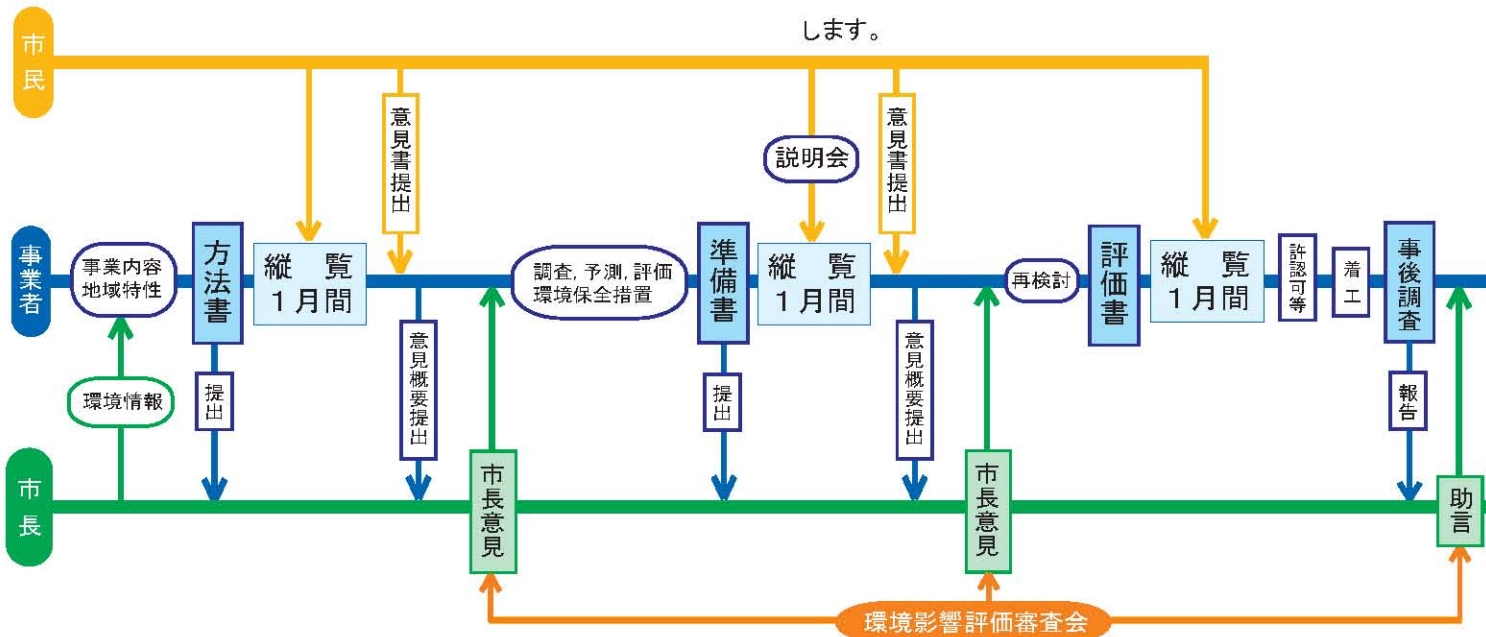
住民参加

環境影響評価の方法書、準備書及び評価書は公告後、1月間縦覧され、方法書、準備書に対して市民は意見を述べる事ができます。準備書の縦覧期間中には事業者による説明会も開催されます。



市の役割

福岡市は学識経験者からなる環境影響評価審査会の意見を聞いた上で、方法書、準備書に対する意見を述べます。
また、事業者に環境影響評価や事後調査に必要な助言を行います。



環境影響評価の項目

環境影響評価は環境の状況や事業の内容をもとに、事業による影響を受けるおそれがある項目を選定し、調査、予測、評価を行います。

- 大気、水質、地形及び地質、騒音、振動
底質、地盤、悪臭、地下水、土壌
- 動物、植物、生態系
- 景観、自然と人との触れ合いの活動の場
- 廃棄物、温室効果ガス など